

一般社団法人日本災害医学会「MCL S研修要綱」

第1章 総則

【目的】

第1条 本研修は、災害医療または防災業務に従事する者が、災害時に発生した多数傷病者への対応を適切に行うことにより、傷病者の救命率及び社会復帰率の向上に資することを目的とする。

【名称】

第2条 本研修は、「多数傷病者への対応標準化トレーニングコース」と称し、英語は「Mass Casualty Life Support」（以下、「MCL S」）と表記する。

【責務】

第3条 一般社団法人日本災害医学会（以下、「本法人」）は、本研修の管理・運営を通じ、災害医療または防災業務に従事する者が災害現場対応を適切に行うことを推進し、我が国における災害傷病者の救命率及び社会復帰率の向上に努めなければならない。また、様々な方策をもってMCL Sの普及啓発を図ることに努めなければならない。

2 研修会を実施する者は、本要綱の規定に従い、研修会の適正な実施、運営に努めなければならない。

3 本研修修了証の交付を受けた者は、その後も、修得した技能の維持や新たな知見、技能の修得を図るため、継続的に研修を受けるなどの研鑽に努めなければならない。

【運営】

第4条 本研修は、本法人が運営する。

2 本研修の運営の実務を行う組織として、本法人にMCL S運営委員会（以下、「運営委員会」）を設置する。その他組織及び職務内容等については、細則に定める。

3 本研修の事務局は、本法人（東京都新宿区山吹町 358 番地）に置く。

【学習目標】

第5条 本研修は、次の各号を学習目標とする事を基本とし、各指定研修会ルールブックにより付加するものとする。

- (1) 災害・多数傷病者に関する基礎的な知識を習得する。
- (2) 災害現場対応の原則を理解し実践する。
- (3) 先着隊の活動ができる。
- (4) 災害現場医療の3 T（Triage、Treatment、Transportation）を理解し実践する。
- (5) 各トリアージを理解し実践できる。
- (6) 現場救護所の設置・運営ができる。
- (7) 災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team ; DMAT)の現場活動を理解し連携できる。

第2章 研修会の指定

【研修会の指定】

第6条 本法人による本研修の指定は、運営委員会が申請の内容等を審査して行うものとする。

2 本研修の指定のための申請は、細則に定める様式により行うものとする。

3 運営委員会は、次の各号に定める基準に照らして当該研修会の内容を審査する。

(1) 学習目標が、前条の各号に掲げられている事項と合致すること。

(2) 教育内容が、災害時の多数傷病者対応を考慮したものであること。

(3) 対象者が、受講資格を満たしていること。

(4) 教育内容が、細則に定めるカリキュラムと同等又はそれ以上であると認められること。

(5) 講師やインストラクター等が、災害傷病者及び多数傷病者の対応に精通している者であること

4 本法人は、研修会の指定を行ったとき、あるいは指定を行わなかったときは、その旨を遅滞なく研修会実施主体に通知する。

5 本法人は、本条による申請を受け、又は指定を行うにあたって、手数料その他の費用を徴しない。

6 本法人は、研修会実施主体が、本条に定める指定を受けた旨を広報することを許諾する。ただし、営利を目的とする場合及び第7条により指定を取り消した場合を除く。

7 本研修の指定のための申請は、原則として、その実施日60日前までに行うものとする。

【研修会の指定の取り消し等】

第7条 本法人は、運営委員会が指定した研修会（以下、「指定研修会」）が第6条第3項に定める基準に適合しなくなったときには、改めて同条による審査をし、その内容を勘案した上で、その指定を取り消すことができる。

2 本法人は、研修会実施主体が、営利を目的とした本研修の利用その他本研修の品位を損ねる行為をしたときには、その指定を取り消すことができる。

3 本法人は、指定研修会の指定を取り消したときには、遅滞なく当該研修会の実施主体にその旨を連絡するものとする。

第3章 修了証・認定証の交付

【修了証・認定証の交付の申請】

第8条 修了証の交付は、研修会実施主体が当該指定研修会を修了したものと認めた者に対して行うものとする。

2 修了証の交付のための申請は、当該指定研修会の実施主体が、細則に定める様式により行うものとする。

3 修了証の様式は、細則に定めるものとする。

4 本法人は、本条に定める申請を受けるにあたって、手数料を徴しない。

5 修了証の交付のための申請は、原則として、その実施日10日前までに行うものとする。

第9条 認定証の交付は、指定研修会を修了し、かつ認定の要件を満たした者（以下、「申請者」）に対して行うものとする。

2 認定証の交付のための申請は、当該申請者または当該指定研修会の実施主体が、細則に定める様式により行うものとする。

- 3 前項において当該の研修会実施主体が申請を行う場合は、当該申請者が当該申請に係る指定研修会を修了した者であることについて、確認しなければならない。
- 4 認定証の様式は、細則に定めるものとする。
- 5 本法人は、本条に定める申請を受けるにあたって、手数料を徴しない。

【修了証の交付の要件】

第10条 本法人は、前々条により修了証の交付のための申請を受理したときには、遅滞無く当該申請者が次の要件を満たしていることを確認しなければならない。

- (1) 受講要件を満たしている者であること
- (2) 当該研修会が指定研修会であること

2 本法人は、研修会実施主体に対し、前項の資格の確認を行うにあたって必要な資料の提出を求めることができる。

【認定証の交付の要件】

第11条 本法人は、前々条により認定証の交付のための申請を受理したときには、遅滞無く当該申請者が次の要件を満たすことを確認しなければならない。

- (1) 指定研修会を修了した者であること
- (2) 所定の認定要件を満たした者であること

2 本法人は、当該申請者または当該研修会実施主体に対し、前項の要件の確認を行うにあたって必要な資料の提出を求めることができる。

【修了証・認定証の交付】

第12条 本法人は、当該申請者が前3条に定めるいずれの要件をも満たしていることを確認したときには、当該申請者に修了証および認定証を交付する。

2 本法人は、修了証・認定証を交付するにあたって、手数料を徴収する。

【修了証・認定証の再交付】

第13条 本法人は、修了証または認定証を交付した者が修了証または認定証を紛失した場合、または改姓などにより認定証の姓の表記の修正を希望する場合には、その者の申請により、修了証または認定証を再交付する。

2 修了証または認定証の再交付に係る手続きについては、第8条乃至第12条の規定を準用し、かつ手数料を徴収する。

3 前項の申請のうち、紛失による修了証の再交付については、当該研修の修了から一年の間に限り行えるものとする。

【手数料】

第14条 前2条の修了証・認定証の交付手数料及び再交付手数料の額は、次に規定するとおりとする。

- (1) 交付手数料 2,000円
- (2) 再交付手数料 2,000円

2 当該研修会において、修了証・認定証の交付の申請が行われない場合には、指定研修会で使用される資機材の貸与等にかかる手数料を徴収することができる。なお、この手数料の額は、運営委員会が別に定めるとおりとする。

【修了者の登録】

第15条 本法人は、「MCLS研修修了者名簿」（以下、「修了者名簿」）を備え置き、修了証を交付したときには、遅滞無く次の各号に定める事項を登録する。

- (1) 修了証を交付した者の氏名、生年月日、職種、所属、住所（勤務先または自宅）及びメールアドレス
- (2) 修了証を交付した者が、成人教育を含むインストラクター養成研修会等を修了またはそれと同等の能力を有する場合で、かつその内容を当該研修会の修了証等で証明できる場合にはその内容
- (3) 登録に係る指定研修会の名称
- (4) 登録に係る指定研修会の受講日
- (5) 当該指定研修会における試験結果及び認定の判定結果

2 修了者名簿の登録事項に変更が生じたときには、修了証を交付した者又は研修会実施主体は、細則に定める様式により遅滞無く本法人に届け出なければならない。

3 本法人は、本条に定める登録を行うにあたって、手数料その他の費用を徴しない。

【修了証の交付の取り消し等】

第16条 本法人は、修了証を交付した者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、修了証の交付を取り消し、交付した修了証の返還を求めることができる。また、第2号乃至第4号の事項に該当すると認める場合には、今次以後、当該者に係る修了証の交付の申請の受理を拒否することができる。

- (1) 第16条に定める資格を有していない者と確認されたとき
- (2) 倫理に違反したとき
- (3) 修了証または認定証を交付された事実を営利に利用したとき
- (4) その他本研修の品位を貶める言動をしたとき

2 本法人は、前項により、当該修了証の交付を取り消したときには、遅滞なく修了者名簿から当該者に係る登録を削除する。

【受講資格】

第17条 本研修会の受講資格は、運営委員会が別に定める。

第4章 雑則

【本要綱等の制定及び改廃】

第18条 本要綱及び関係の規定等の制定及び改廃は、本法人がこれを行うものとする。

2 本法人が前項の制定及び重大な改廃を行うにあたっては、あらかじめ運営委員会の意見を聴くものとする。

附 則

【施行期日】

第1条 本要綱及び関係の規定等は、2011年8月8日より施行する。

【本研修及び我が国における多数傷病者対応標準教育の将来のあり方】

第2条 本法人は、本研修及び我が国における多数傷病者対応標準教育の将来のあり方について、次の各号に掲げる事項を中心に検討し、その実施に努めるものとする。

- (1) MCL S研修に関するテキストの整合
- (2) MCL S研修を指導する講師やインストラクター等の養成カリキュラムの統一
- (3) MCL S研修に要する機器等の導入
- (4) 災害医療又は防災業務に従事する者に対するMCL S研修の普及
- (5) 本研修の効果に対する検証

2012年2月20日 改正

2013年2月26日 改正

2017年8月1日 改正

2022年12月20日 改正

2023年8月21日 改正

一般社団法人日本災害医学会「MCL S 研修要綱細則」

【定義】

第1条 本細則の用語は、一般社団法人日本災害医学会MCL S 研修要綱（以下、「本研修要綱」）に基づき、次の通りとする。

- (1) 本研修 多数傷病者への対応標準化トレーニングコース（または「MCL S 研修」）
- (2) 運営委員会 一般社団法人日本災害医学会MCL S 運営委員会
- (3) 本法人 一般社団法人日本災害医学会
- (3) 指定研修会 本法人が指定を行った指定研修会
- (4) 指定番号 本法人が指定を行った際に付す指定研修会の番号
- (5) 登録番号 本法人が修了証・認定証を交付した際に付し、修了証・認定証に記載する番号
- (6) 修了者・認定者名簿 本法人が修了証・認定証を交付した者の名簿
- (7) MCL S Mass Causality Life Support
- (8) ルールブック 各指定研修会の開催要領及びインストラクター等の認定について運営委員会が定めたもの

【運営委員会の組織】

第2条 運営委員会は、本法人会員より選任する委員によって構成する。

- 2 運営委員会委員のうちから委員長を選任する。
- 3 委員長は、運営委員会を招集し、会務を総理する。

【運営委員会の職務】

第3条 運営委員会の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研修会実施主体より申請された指定研修会の指定に関する検討
- (2) 指定研修会の指定の取り消しに関する検討
- (3) 研修会実施主体より申請された修了証の交付に関する検討
- (4) 修了証・認定証の交付の取り消しに関する検討
- (5) 本研修要綱及び細則並びに関連規定の改廃に関する検討
- (6) 世話人及びインストラクター認定に関する検討
- (7) その他本研修に関する検討

2 運営委員会の委員長は、前項各号の検討の結果について、本法人代表理事に報告する。

【申請】

第4条 指定研修会の指定に係る申請をするときはルールブックに定める別記様式により行う。

- 2 修了証・認定証交付に係る申請をするときはルールブックに定める別記様式により行う。
- 3 本法人は、前二項の受付を随時行う。

【番号】

第5条 指定研修会番号は、本研修の事務局が付与し、次の各号により構成し、下表のとおり組み合わせる。

- (1) 左より1及び2桁目指定研修会を行った年（西暦）の下2桁
- (2) 同3乃至5桁目 運営委員会承認順番号
- (3) 同6桁目 別表に定めるコース種別

例)

指定年	承認順番号	コース種別
11	001	S

2 登録番号は、当該研修実施主体者が付与し、次の各号により構成し、下表のとおり組み合わせる。

- (1) 左より1乃至6桁目指定研修会番号
- (2) 同67及び8桁目 受講者の番号

例)

指定研修会番号	受講者番号
11001S	01

【公告】

第6条 本法人は、次の各号に定める方法により、本研修に関する事項のうち、その目的、指定研修会の指定方法、修了認定の方法その他必要な事項の公告を行う。

- (1) 日本災害医学会ホームページ
- (2) その他適当と認められる方法

2 本法人は、指定研修会の指定を行ったときには、次の各号に定める方法により、その研修会実施主体、実施場所及び日時その他必要な事項の公告を行う。

- (1) 日本災害医学会ホームページ
- (2) その他適当と認められる方法

【修了証・認定証】

第7条 修了証の様式は、ルールブックに定める別記様式5とする。

2 MCLSプロバイダー認定証の様式は、ルールブックに定める別記様式6とする。

3 MCLSインストラクター認定証の様式は、ルールブックに定める別記様式7とする。

【本細則の改廃】

第8条 本細則の改廃は、本法人が行う。

【施行期日】

第9条 本細則の施行は、2011年8月8日とする。

2012年2月20日 改正

2013年2月26日 改正

2015年2月26日 改正

2017年8月1日 改正

2022年12月20日 改正

2023年8月21日 改正

別表

コース種別	記号
標準コース	S
インストラクターコース	I
マネージメントコース	M
CBRNEコース	C
CBRNEインストラクターコース	C I
大量殺傷型テロ対応セミナー	T
大量殺傷型テロ対応病院コース	T H
大量殺傷型テロ対応病院 インストラクターコース	T I
MCLSセミナー	MS
大量殺傷型テロ対応病院コース プレセミナー	T P